

厚生労働大臣が定める掲示事項等

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

2. 入院基本料に関する事項

◇女子病棟（精神病棟入院基本料）

1 日に 9 人以上の看護職員（看護師・准看護師）と 3 人以上の看護補助者が勤務しております。

なお、時間帯の配置は次の通りです。

日勤帯	8：30～16：30	看護職員 1 人あたりの受け持ちは 8 人以内、看護補助者 1 人あたりの受け持ちは 1 5 人以内です。
-----	------------	---

夜勤帯	16：30～翌 8：30	看護職員 1 人あたりの受け持ちは 1 5 人以内です。
-----	--------------	------------------------------

◇男子病棟（精神病棟入院基本料）

1 日に 10 人以上の看護職員（看護師・准看護師）と 3 人以上の看護補助者が勤務しております。

なお、時間帯の配置は次の通りです。

日勤帯	8：30～16：30	看護職員 1 人あたりの受け持ちは 8 人以内、看護補助者 1 人あたりの受け持ちは 1 7 以内です。
-----	------------	--

夜勤帯	16：30～翌 8：30	看護職員 1 人あたりの受け持ちは 1 7 人以内です。
-----	--------------	------------------------------

◇精神療養病棟（精神療養病棟入院料）

1 日に 6 人以上の看護職員（看護師・准看護師）と 5 人以上の看護補助者が勤務しております。

なお、時間帯の配置は次の通りです。

日勤帯	8：30～16：30	看護職員 1 人あたりの受け持ちは 1 9 人以内、看護補助者 1 人あたりの受け持ちは 1 1 人以内です。
-----	------------	---

夜勤帯	16：30～翌 8：30	看護職員 1 人あたりの受け持ちは 1 9 人以内です。
-----	--------------	------------------------------

◇認知症治療病棟（認知症治療病棟入院料）

1 日に 8 人以上の看護職員（看護師・准看護師）と 6 人以上の看護補助者が勤務しております。

なお、時間帯の配置は次の通りです。

日勤帯	8：30～16：30	看護職員 1 人あたりの受け持ちは 1 0 人以内、看護補助者 1 人あたりの受け持ちは 8 人以内です。
-----	------------	---

夜勤帯	16：30～翌 8：30	看護職員 1 人あたりの受け持ちは 1 6 人以内です。
-----	--------------	------------------------------

3. 届出施設基準に関する事項

3-1. 届出施設基準 （令和 7 年 1 月 1 日現在）

基本診療料		
精神病棟入院基本料 15 対 1	精神療養病棟入院料	認知症治療病棟入院料 1
看護配置加算	療養環境加算	看護補助加算 2
精神科身体合併症管理加算	精神科救急搬送患者地域連携受入加算	情報通信機器を用いた診療に係る基準
精神科地域移行実施加算	救急医療管理加算	

特掲診療料		
こころの連携指導料（Ⅱ）	薬剤管理指導料	CT 撮影
療養生活継続支援加算	精神科作業療法	医療保護入院等診療料
精神科ショート・ケア 小規模なもの	精神科デイ・ケア 小規模なもの	精神科デイ・ナイト・ケア
抗精神病特定薬剤治療指導管理料	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	入院ベースアップ評価料 17
認知症患者リハビリテーション料	酸素の購入単価	

3-2. 入院食事療養費について

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士、又は栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

3-3. 後発医薬品の使用促進及び一般名処方について

後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

3-4. 医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有しています。正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

3-5. 生活習慣病管理料Ⅱ

当院では患者様の状態に応じ、28 日以上の長期処方を行うことが可能です。なお、長期処方の対応が可能かは病状に応じて主治医が判断致します。

4. 明細書の発行に関する事項

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することとしています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですが、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。